

● 第6章 ●

● 相互理解と協働による住民主体のまち ●

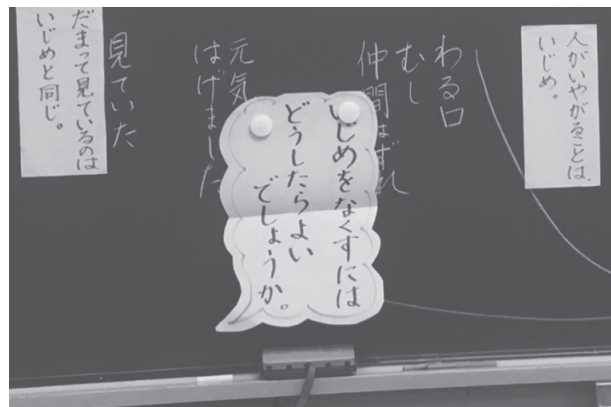
1. 人権

● 現状と課題 ●

- 人権は、一人ひとりが人として認められ、自分らしく生きる権利であり、すべての人が生まれながら有するものです。わが国では、日本国憲法の下、すべての国民に基本的人権が保障され、人権を尊重する社会の構築が進められてきました。
- しかし近年は、同和問題^{※1}や人種差別に加え、いじめや虐待など子どもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害者や高齢者への差別、性的指向^{※2}および性自認^{※3}を理由とする偏見や差別などが出現しています。
- 本町では、人権週間や学校教育などを通じて、人権に対する意識啓発を進めるほか、定期的に人権相談を開設して人権問題に対応しています。
- 人権問題は複雑・多様化していることから、人権擁護委員や県など関係機関との連携の下、家庭・学校・地域・職場などあらゆる場面で、人権への理解を深め、人権を尊重する意識の向上を図ることが必要です。また、法務局や児童相談所など専門機関と連携し、相談しやすい環境を整え、差別の解消に向けて取り組むことが課題となります。



人権教室の様子



人権教室の内容

※1 日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的・社会的・文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の人権問題。

※2 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。

※3 自分の性をどのように認識しているのかを示す概念。「こころの性」ともいう。

● 基本方針 ●

すべての住民の人権が尊重され、差別のない明るいまちをつくるため、お互いを思いやる心を育み、人権に関する理解を深めながら、一人ひとりの人権を擁護します。

● 成果指標 ●

指標名	現状値	目標値(2021年度)
人権教室開催校	7校	7校

● 施策 ●

施策1 人権に対する意識の啓発	
子どものころから人権に対する正しい理解ができるよう、小中学校における人権教育を充実するとともに、人権週間における情報提供や意識啓発に努めます。	① 学校での人権教育の充実 ② 人権週間事業の充実
施策2 人権相談の充実	
複雑化・多様化する人権問題に対応するため、人権擁護委員による定期相談に加え、同日開催の行政・心配ごと相談の行政相談員や民生委員児童委員と連携しながら、相談に対応します。また、児童相談所などの専門機関と連携し、児童虐待やDV ^{※4} などの相談に対して問題の解決を図ります。	① 相談事業の充実 ② 関係機関との連携

※4 ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、言葉による暴力や経済的に困らせるなどの行為も含めて暴力と考えられている。

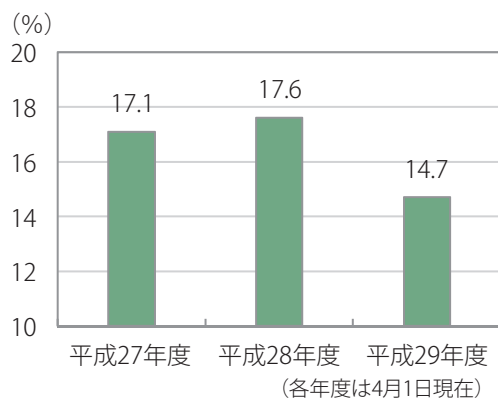


2. 男女共同参画

● 現状と課題 ●

- わが国では、男女が共に個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、これまで法制度や推進体制が整備されてきました。しかし依然として、男女の固定的な役割分担意識に基づく社会通念や慣習が残り、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は困難な状況です。
- こうした中、2015（平成 27）年に女性活躍推進法が制定され、結婚や出産に伴い離職する女性を減らし、子育て期の女性の就労を増やすことで、労働力の増加につなげること、また、政治・経済・行政分野などの方針決定や指導的な立場に占める女性の割合を高めていくことを目指しています。
- 本町では、男女共同参画意識の浸透に向け、各種講座や料理教室、学校における男女平等教育などを行っています。家庭や学校、地域、職場などあらゆる分野での男女共同参画が必要であることから、各分野と連携した意識啓発が必要となっています。
- また、配偶者や恋人など親しい間柄での暴力を根絶し、職場でのセクシュアルハラスメントを防止するため、相談・支援体制を整えることが重要です。
- さらに、地域や職場、行政の方針決定の場における女性の割合は未だ低い状態であるため、個人の意思を尊重しつつ、女性の参画を推進していく必要があります。
- 今後は、男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家事や子育て、介護などを共に担う意識を醸成するとともに、あらゆる分野が連携し男女共同参画を推進することが重要です。

各種審議会などの女性委員の割合



料理教室

関連する分野計画

男女共同参画計画（第1次）

2009（平成 21）年度～2018 年度
第2次（2019 年度～2023 年度）策定予定

● 基本方針 ●

家庭や学校、地域、職場などのあらゆる分野で、男女が互いに尊重し合い、個性と能力を発揮しながら、共に責任を担い合うため、男女共同参画に関する意識啓発および仕組みづくりを進めます。

● 成果指標 ●

指標名	現状値	目標値(2021年度)
各種審議会などの女性委員の割合	14.7%	30.0%
家族経営協定締結農家数	50 戸	54 戸
ワーク・ライフ・バランス推進賛同企業数	2 社	20 社

● 施策 ●

施策 1 男女共同参画のための意識啓発

各種講座などの機会を捉えて、家庭や地域において男女共同参画に関する理解を深めるとともに、学校教育を通じて男女平等意識を育みます。また、DVの根絶に向けて、関係機関との連携の下、相談・支援体制を充実します。

- ①男女共同参画意識の醸成
- ②学校教育における男女平等の推進
- ③関係機関との連携による相談・支援体制の充実

施策 2 男女共同参画のための仕組みづくり

性別に関わらず自己実現できる機会を設けるため、多様で柔軟な働き方を支援します。また、雇用の場における男女の就業機会の平等に向け、事業主などへの情報提供や支援を進めるほか、農林水産業や自営業における女性の経営参画を促進します。さらに、審議会や行政の管理職などにおける女性の登用を推進します。

- ①男女共同参画計画の推進
- ②女性が活躍できる環境づくり
- ③働く場での男女のワーク・ライフ・バランスの意識啓発
- ④行政および地域社会への女性参画の促進



3. 国際交流

● 現状と課題 ●

- 急速な ICT の発展と、国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れが地球規模で拡大しています。このような中、従来の国家間の交流から、地域間や草の根レベルの交流が重要になっています。
- 本町は、わが国の玄関口である成田国際空港まで自動車で約 30 分の距離に位置し、町内では外国人の居住や就労も見られ、異文化に触れる機会が身近にあります。本町では、小中学校に ALT^{※1}（外国語指導助手）を配置し、国際感覚の醸成と異文化への理解を深める機会を提供しています。
- また、町内の小学生とその親を対象として、大学の外国人留学生との交流を行っていますが、今後は住民と町内在住の外国人との交流の機会づくりや、国際交流組織づくりが課題となっています。
- 今後は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、ホストタウン^{※2}として、交流が広がる可能性も期待されます。



ALT 授業風景



小学生と外国人留学生による国際交流

※1 Assistant Language Teacher の略。生きた英語を子どもたちに伝えるため日本人教師を補佐する、英語を母語とする外国人を指す。

※2 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会終了後もスポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興などを推進するとともに、事前合宿の誘致を通じ、大会参加国や地域との人的・経済的・文化的な交流を図ることを目的とした国の制度。

● 基本方針 ●

国籍や文化、言語などの違いを認め合い、共に豊かに生きることができる多文化共生のまちとするため、異文化への理解を深め、国際的な視野を持った人材を育成するとともに、住民主体の様々な国際交流活動を支援します。

● 成果指標 ●

指標名	現状値	目標値（2021年度）
国際交流事業の参加者数	70人	100人

● 施策 ●

施策1 国際的な視野を持った人材の育成	
異文化への理解を深め、国際的な視野を持った人材を育成するため、学校教育や社会教育においてALT（外国語指導助手）を活用し、実践的なコミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際理解教育を推進します。	① 語学学習の充実 ② 国際理解教育の機会の充実
施策2 国際交流活動の推進	
町内外の各種交流イベントの情報を発信し、異文化交流を推進します。また、民間団体による国際交流への支援、交換留学生に対する支援を行い、民間交流の活性化を図ります。	① 各種交流イベントの活用 ② 民間交流の促進



4. コミュニティ

● 現状と課題 ●

- わが国では、少子高齢化や核家族化が進む中、隣近所の付き合いが希薄になり、かつて地域社会が有していた教育・福祉などの機能が失われつつあります。また、地域活動の担い手の高齢化や後継者不足が問題となっていますが、東日本大震災をきっかけとして地域の絆が見直されるとともに、地域活動への参加の機運も高まりを見せています。
- 本町では、地域の連帯意識を醸成し地域活動を活性化するため、地域組織に対する支援のほか、活動拠点となる集会施設の修繕などを行っています。また、人材の育成や行政区ごとの施設の維持管理方法などが課題となっています。
- また、個人の関心に基づいたボランティア活動や NPO 活動が重要になっており、活動情報の発信や相互交流の機会の提供など、組織の育成・強化が必要です。
- これからの本町のまちづくりには、地域の力が不可欠です。今後は高齢化や過疎化など地域の課題に対し、住民自らが考え解決に取り組むことが重要であり、地域組織に加え、ボランティアや NPO と行政が協力しながら取り組んでいくことが大切です。

NPO 法人の認証状況（H29.4 末現在）

単位：団体

国	51,508
県	1,642
町	6



ボランティア活動

● 基本方針 ●

住民や団体、事業所、行政などが協力しながら、地域の課題を解決し、地域を活性化する地域力の向上を目指して、日常的な地域のつながりを育み、住民の自主的な活動を支援します。

● 成果指標 ●

指標名	現状値	目標値(2021年度)
NPO 法人団体数	6 団体	10 団体

● 施策 ●

施策 1	地域活動の維持・活性化
地域組織の活動を支援し、参加を促進するとともに、地域活動のリーダーを育成するために必要な支援を行います。また、地域の活動拠点である集会施設などを適正に維持・管理します。	① 人材育成の支援 ② コミュニティ活動の育成推進 ③ 集会施設等の適正な維持・管理
施策 2	自主的な活動の創出支援
個人の関心に基づく自主的なサークルやボランティア、NPO などの活動を支援するとともに、情報発信や団体間の交流を促進します。また、地域課題の解決に向け、NPO やコミュニティビジネス ^{※1} などとの連携強化による協働のまちづくりに努めます。	① 自主的な活動を行う組織の育成 ② 自主的な活動の情報提供とネットワーク化の促進 ③ NPO やコミュニティビジネスなどとの連携

※1 地域住民が主体的に、地域の課題をビジネスの手法を用いて解決する取組のこと。その利益をコミュニティに還元することによって、コミュニティの再生や活性化につながる。

